	(b)　外国政府又はその代表者 (c)　外国の法人又は団体 2　日本国の国籍を有しない自然人は、日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）第六条及び第十条
措置	2　審査については、投資が国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、又は公衆の安全の保護に支障を来すことになる事態を引き起こすおそれがあるかどうかという観点から実施する。 3　投資家は、審査の結果に基づき、投資の内容の変更又は投資に係る手続の中止を要求されることがある。 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条及び第二十八条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条及び第四条

十二

分野	情報通信業
小分野	電気通信業及びインターネット付随サービス業
産業分類（注）	JSIC　三七一一　地域電気通信業（有線放送電話業を除く。） JSIC　三七一二　長距離電気通信業 JSIC　三七一三　有線放送電話業 JSIC　三七一九　その他の固定電気通信業 JSIC　三七二一　移動電気通信業 JSIC　四〇一一＊　ポータルサイト・サーバ運営業 JSIC　四〇一二＊　アプリケーション・サービス・コンテンツ・プロバイダ JSIC　四〇一三　インターネット利用サポート業 注　JSICの番号に付された星印（＊）は、これらの番号に定める活動のうち、この留保事項が対象とする活動が電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第九条の規定に基づく登録義務の対象となるものに限られることを示す。
政府の段階	中央政府
義務の種類	内国民待遇（第八・四条及び第十・三条）
概要	サービスの貿易及び投資 1　外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件及び審査の手続は、日本国内の電気通信業及びインターネット付随サービス業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。 2　審査については、投資が国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、又は公衆の安全の保護に支障を来すことになる事態を引き起こすおそれがあるかどうかという観点から実施する。 3　投資家は、審査の結果に基づき、投資の内容の変更又は投資に係る手続の中止を要求されることがある。
措置	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条及び第二十八条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条及び第四条

十三

分野	製造業及び情報通信業
小分野	電子部品・デバイス・電子回路製造業及び情報サービス業
産業分類（注）	JSIC　二八一四　集積回路製造業 JSIC　二八三一　半導体メモリメディア製造業 JSIC　二八三二　光ディスク・磁気ディスク・磁気テープ製造業 JSIC　二八四二　電子回路実装基板製造業 JSIC　三〇一一　有線通信機械器具製造業 JSIC　三〇一二　携帯電話機・PHS電話機製造業 JSIC　三〇一三　無線通信機械器具製造業 JSIC　三〇三一　電子計算機製造業（パーソナルコンピュータを除く。） JSIC　三〇三二　パーソナルコンピュータ製造業 JSIC　三〇三三　外部記憶装置製造業 JSIC　三九一一　受託開発ソフトウェア業 JSIC　三九一二　組込みソフトウェア業 JSIC　三九一三　パッケージソフトウェア業 JSIC　三九二一　情報処理サービス業
政府の段階	中央政府
義務の種類	内国民待遇（第八・四条及び第十・三条）
概要	サービスの貿易及び投資 1　外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件及び審査の手続は、日本国内の電子部品・デバイス・電子回路製造業及び情報サービス業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。

	2　審査については、投資が国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、又は公衆の安全の保護に支障を来すことになる事態を引き起こすおそれがあるかどうかという観点から実施する。 3　投資家は、審査の結果に基づき、投資の内容の変更又は投資に係る手続の中止を要求されることがある。 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条及び第二十八条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条及び第四条

十四

分野	製造業
小分野	船舶製造・修理業、舶用機関製造業
産業分類	JSIC　三一三一　船舶製造・修理業
政府の段階	中央政府
義務の種類	市場アクセス（第八・五条）
概要	サービスの貿易 総トン数五百トン以上又は長さ五十メートル以上の船舶の製造又は修理に利用することができるドックの設置又は拡張を行おうとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。許可の発給は、経済上の需要を考慮するとの要件に従う。
措置	造船法（昭和二十五年法律第百二十九号）第二条から第三条の二まで

十五

分野	製造業
小分野	医薬品・医療機器製造業
産業分類（注）	JSIC　一六五＊　医薬品製造業 JSIC　一六五三　生物学的製剤製造業 JSICの大分類E（製造業）の医薬品中間物製造業であって、JSIC一六五及びJSIC一六五三に関連するもの JSIC　二七四＊　医療用機械器具・医療用品製造業 JSIC　二九六＊　電子応用装置製造業 JSIC　二九七三＊　医療用計測器製造業 注　JSICの番号に付された星印（＊）は、これらの番号に定める活動のうち、この留保事項が対象とする活動が病原生物に対する医薬品及び当該医薬品に係る医薬品中間物並びに高度管理医療機器の製造業に関連するものに限られることを示す。
政府の段階	中央政府
義務の種類	内国民待遇（第八・四及び第十・三条）
概要（注）	サービスの貿易及び投資 1　外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件及び審査の手続は、日本国内の生物学的製剤製造業、病原生物に対する医薬品及び当該医薬品に係る医薬品中間物の製造業並びに高度管理医療機器、その附属品及び当該高度管理医療機器又は附属品の部分品の製造業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。 2　審査については、投資が国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、又は公衆の安全の保護に支障を来すことになる事態を引き起こすおそれがあるかどうかという観点から実施する。 3　投資家は、審査の結果に基づき、投資の内容の変更又は投資に係る手続の中止を要求されることがある。 注　この留保事項の適用上、 (a)　「生物学的製剤製造業」とは、ワクチン、血清、毒素、抗毒素又はこれらに類似する製剤及び血液製剤を製造する事業所において行われる経済活動をいう。 (b)　「病原生物に対する医薬品」とは、日本国の法令に基づき、病原生物に対する医薬品に分類される医薬品であって、販売の承認を受けているものをいう。 (c)　「高度管理医療機器」とは、日本国の法令に基づき、高度管理医療機器として販売の承認又は認証を受けている医療機器をいう。
措置	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条

十六

分野	製造業
小分野	皮革製造業及び皮革製品製造業
産業分類（注）	JSIC　一一八九＊1　他に分類されない衣服・繊維製身の回り品製造業 JSIC　一六九四＊2　ゼラチン・接着剤製造業 JSIC　一九二　ゴム製・プラスチック製履物・同附属品製造業 JSIC　二〇一一　なめし革製造業 JSIC　二〇二一　工業用革製品製造業（手袋を除く。） JSIC　二〇三一　革製履物用材料・同附属品製造業